

# 太陽光発電の接続可能量に 変化が生じ得る場合の取扱いについて

平成27年3月19日  
資源エネルギー庁

- 再エネ特措法施行規則第6条第7号では、電源ごとに設定される接続可能量を超えて系統に接続することとなる場合には、通常の場合においては年間360時間(太陽光)又は720時間(風力)として設定されている上限を超えて出力制御の対象となることを受け入れることを前提として、系統への接続を認めることとしている(指定電気事業者制度)。
- 太陽光発電の接続可能量については、昨年の9月末以降に発生した「接続保留問題」について、再生可能エネルギーの最大限の導入と電力の安定供給を両立させつつ、迅速に対応するために、現行制度(電気事業制度や広域融通に係る制度等)や直近の需要、設備等を前提として算定を行った。
- 現時点においては、この接続可能量を用いて、制度の運用を行っているが、今後、接続可能量の算定の際に用いた前提や、既に接続枠を確保している事業者の事業断念等の事情変化が生じた場合に、指定電気事業者制度の適用地域における太陽光発電の接続可能量をどのような点を考慮して見直し、また、どのような考え方の下で再生可能エネルギーの導入を進めていくべきかを検討する必要がある。

### <参考:再エネ特措法施行規則第6条>

- 七 当該特定供給者が、指定電気事業者(第三号イの規定により当該接続請求電気事業者が損害の補償をすることなく当該特定供給者に求めることができる当該種類の認定発電設備(経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備に限る。)の出力の抑制の上限(以下「特定上限」という。)を超えて出力の抑制を行わなければ当該再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいう。以下同じ。)が特定上限を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、当該指定電気事業者と法第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合(第九号に掲げる場合を除く。)にあつては、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

# 今後の検討を進めるために議論すべき論点①

## <接続可能量を見直す際に考慮すべき論点>

- ✓ 今後、接続可能量の見直しを行う際には、どのような点を考慮して、太陽光発電の接続可能量を見直していくべきか。再生可能エネルギーについては、一度接続が行われると、法令に基づき定められた期間(20年等)にわたり、買取りが行われることを踏まえると、考慮すべき要素として以下のようなものが考えられるのではないか。また、これらの他に考慮すべき要素はあるか。
  - 需要(増加する可能性もあれば、減少する可能性もある)の変化
  - 電源構成の変化
  - 再生可能エネルギーの広域的な系統利用に係る制度見直しの効果
  - 電源の性質を踏まえた電源の代替性
  - 従来より取り組んでいる認定取消しや空押さえ案件への対応
- ✓ また、こうした考慮要素についての不確実性リスクが存在する中での接続可能量の見直しは如何にあるべきか。
- ✓ 経済性や効率性(同じkWで、より多くのkWhの実現)等を踏まえた今後の再エネの導入の方向性をどのように考慮すべきか。この点については、新エネルギー小委員会においてこれまで行ってきた議論のとおり、地熱、水力、バイオマス発電を優先するよう考慮すべきではないか。
- ✓ その際、同じ自然変動電源である太陽光と風力発電の間の優先関係はどのように評価すべきか。両電源の経済性や効率性についてはどのように評価すべきか。
- ✓ 変動要素により接続可能量が時々に応じて変わり得る中であって、接続可能量の見直しは、その都度随時行うのではなく、例えば、概ね1年に1回程度、定期的に行う形で行うこととするべきではないか。

## 今後の検討を進めるために議論すべき論点②

### < 接続可能量が見直された場合における太陽光発電の導入に係る論点 >

- ✓ 仮に、太陽光発電の接続可能量に増加分が生じた場合の活用方法としては、
  - ①指定電気事業者制度の下で接続した太陽光発電事業者を繰り上げて360時間ルールを適用するために活用、
  - ②今後新たに接続しようとする太陽光発電事業者に360時間ルールを適用するために活用、
  - ③指定電気事業者制度の下で接続した太陽光発電事業者の出力制御量を減少させるために活用する、といった方法が考えられるが、他にどのような活用の方法が有り得るか。
- ✓ ①～③の方法、又はそれ以外の方法についてのメリット・デメリットは何か。例えば、下記のような観点があり得るが、これらの他、どのような視点でメリット・デメリットを比較すべきか。
  - ①や②の方法を採用する場合には、特定の事業者のみ(①であれば、早期に事業を計画した発電事業者、②であれば、今後新たに接続しようとする発電事業者)が、増加分が生じたことによる利益を得ることとなる。一方、③の方法を採用する場合には、接続可能量を超過した後に接続する全ての事業者が公平に利益を得ることができることとなる。こうした違いをどのように考えるべきか。
  - ①の方法を採用する場合には、基本的には、既に事業を行う意思決定を行っている事業者が利益を得ることとなり、必ずしも再エネの追加的な導入拡大に資する訳ではないが、こうした点をどのように考えるべきか。
- ✓ 固定価格買取制度等の手続き(認定、アクセス検討、接続申込み、接続契約)や買取価格の変更や決定のタイミング等を踏まえ、どのようなスケジュールで接続を認めることとするべきか。